

施設使用料の還付申請にあたって

生涯学習施設、スポーツ施設等の使用を取消・中止（キャンセル）される場合、既に納付いただいた使用料の還付を請求することができます。還付請求に必要な「施設使用料還付申請書」への記入にあたっては、以下の点にご注意ください。

記

1 申請者欄

- ・施設使用料の領収証書に記載されているとおりにご記入ください。なお、代表者が交代されている場合は、新しい代表者名で記入し、備考欄に代表者変更と変更日の日付をご記入ください。

2 納付額欄

- ・添付する施設使用料領収証書の金額（複数枚ある時は合計金額）をご記入ください。

3 還付申請額欄

- ・納付額（施設使用料領収証書の金額）のうち、還付対象となる金額をご記入ください。

4 還付金振込先欄

- ・**法人（株式会社等）の場合** 必ず法人名義の口座をご記入ください。（個人口座不可）
- ・**個人の場合** 申請者欄に記入された代表者の個人口座をご記入ください。
口座確認のため、口座名義人の生年月日を備考欄にご記入ください。
- ・**団体の場合** 原則として団体名義の口座をご記入ください。
団体名義の口座がない場合は、申請者欄に記入された代表者の個人口座をご記入ください。
代表者以外の個人口座へ振込む際は、別途「委任状」が必要です。

5 提出書類

- ・施設使用料還付申請書
- ・施設使用料の領収証書
- ・委任状（必要に応じて）

6 還付日

- ・還付申請書を受付した日から、およそ1ヶ月程度でご指定の口座に振込いたします。
振込通知は行っておりませんので、お手数ですが通帳記帳などでご確認をお願いいたします。（なお、市の振込名義は「タンバシカイケイカンリシャ」と記載されます。）

ご不明な点がございましたら、各住民センターまでお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- | | | | |
|---------------|--------------|------------------|--------------|
| ・柏原住民センター | 0795-72-2552 | ・氷上住民センター | 0795-82-3719 |
| ・青垣住民センター | 0795-87-0363 | ・春日住民センター | 0795-74-0225 |
| ・山南住民センター | 0795-77-0310 | ・ライフピアいちじま | 0795-85-3030 |
| ・まちづくり部 市民活動課 | 0795-82-0409 | ・まちづくり部 文化・スポーツ課 | 0795-88-5057 |